

プレスリリース

EPAを利用するための原産地証明書が取得しやすくなりました！

ポスト 印刷

令和4年12月6日
農林水産省

EPAを利用して青果物を輸出する際の、原産地証明書の発給手を簡素化しました。
【経済産業省と同時発表】

1. 発給手続(青果物)

EPA特惠税率を利用して日本産品を輸出するためには、輸出業者は、日本商工会議所から、輸出産品が日本原産であるとの原産品判定を受けて、原産地証明書の発給を受ける必要があります。
この原産地証明書の発給手続が、青果物輸出について簡素化されました。

2. 簡素化後の手続

これまでは、日本原産であるとの原産品判定に当たって、輸出業者は、署名入りの生産証明書又は輸出業者が青果物の購入先から入手した仕入書等を日本商工会議所に提出することが求められ、仕入書等の場合も生産者の氏名や住所などの生産者情報を併せて提出することが必要でした。
今後は、仕入書等を活用する場合、これまで必要とされていた生産者情報の提出が不要となり、県名等の原産地情報の記載があれば、日本原産であるとの原産品判定が可能であるとされました。
なお、2回目以降の輸出において、一度、日本原産であると判断された産品と同一の原産地の産品であれば、再度の原産品判定を行うことなく、過去の判定結果を利用して原産地証明書の発給申請が可能です。
*対象品目は、HSコードの7類（野菜）、8類（果実）、9類（茶等）、10類（コメ等穀物）及び11類（米粉等）。

1. 仕入書等の産地で原産品判定

仕入書等の原産地で原産品判定を行う際は、食品表示法に基づく原産地の記載で協定に基づく原産品であることを確認し、原則、生産者情報の提出は不要です。

農林商事様

（株）野菜農産物

仕入書

品名	産地	数量	単位	備考
りんご	青森県	100	kg	
メロン	静岡県	50	kg	
ぶどう	長野県	200	kg	
きゅうり	千葉県	300	kg	

仕入書等の原産地で判定
・青森県産りんご
・静岡県産メロン
・長野県産ぶどう
・千葉県産きゅうり

第一種特定原産地証明書とは？

EPAを利用して日本産品を輸出するためには、この産品がEPAに規定される原産品の要件を満たす必要があります。このことを証明する書類として日本商工会議所が発給する書類を「第一種特定原産地証明書」といいます。

2. 同一原産地であれば原産品判定なしで発給申請

仕入書等の原産地で判定済みの産品と同一原産地の産品については、過去の判定結果を利用して第一種特定原産地証明書の発給申請が可能で、原産品判定は不要です。

原産地で判定済みの産品は、過去の判定結果で原産地証明書の発給申請が可能

・青森県産りんご (Apple - Aomori)
・千葉県産きゅうり (Garland Chrysanthemum - Chiba)

INVOICE

Seller: Japanese Business Co.
Buyer: ABC Company
Shipped By: ABC Company
Terms of Payment: T/T Payment
Trade Terms: FOB
Remarks:

Description	HS Code	Quantity	Unit Price (JPY)	Amount
1. Apple - Aomori	0808 10	100	1000	100000
2. Melon - Hokkaido	0807 10	50	2000	100000
3. Grape - Nagano	0808 10	200	500	100000
4. Cucumber - Chiba	0709 99	300	333	100000

Number of pieces: 0
Net weight (kg): 0
Total amount JPY: 000000

(注) 当該輸出産品の仕入書等は、協定ごとに定められた期間保存する義務があります。輸入国から要請があった場合、輸出産品が協定に基づく原産品であることを明らかにする書類として必要です。

3.EPA利用相談窓口について

原産地規則をはじめEPAが多様化するなかで、EPA利用に際して生じる様々な疑問、質問、御意見を受け付けるために、EPAの利用を専門とする相談窓口を設置しております。農林水産物・食品の輸出におけるEPAの利用に当たって、わからないことや困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

EPA利用相談窓口 URL : https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

EPA利用相談窓口メールアドレス : [epariyousoudan\(a\)maff.go.jp](mailto:epariyousoudan(a)maff.go.jp) ※(a)を@に変えてください。

お問合せ先

輸出・国際局EPA利用促進チーム

担当者：村瀬、中杉、藤井、松井
代表：03-3502-8111（内線3473）
ダイヤルイン：03-6744-0245

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries